

令和7年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和7年 6月12日 (木)	開会	午前	9時28分
		散会	午前	9時38分
	6月18日 (水)	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時40分
	6月19日 (木)	開会	午前	9時28分
		散会	午前	9時29分
	6月20日 (金)	開会	午前	9時28分
		散会	午前	9時31分
	6月24日 (火) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時35分
	第2回	再開	午後	0時14分
		散会	午後	0時15分
	7月 2日 (水) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時37分
	第2回	再開	午後	1時59分
		閉会	午後	2時 5分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長

逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、

齊藤邦明委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

町田皇介委員、水村篤弘委員、戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月12日(木))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会の最終日に追加提出をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げる。

サイドブックスにある「令和7年6月定例会に追加提出する人事議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、教育委員会委員の任命、監査委員の選任及び公安委員会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に神山八弓氏を新たに任命することについて、埼玉県監査委員に梶田美佐子氏を新たに選任することについて、埼玉県公安委員会委員に原恵美子氏を新たに任命することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしているので、御覧願う。

以上が、今定例県議会に追加提出させていただく議案の概要である。よろしくお願ひする。

委員長

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月18日(水)については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月19日(木)については、自民、県民、自民の順に行うことによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月19日については、1番目が松本義明議員、3番目が林薰議員でお願いする。

委員長

次に、6月20日(金)については、自民、共産党、自民の順に行うことによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月20日については、1番目が金子裕太議員、3番目が森伊久磨議員でお願いする。

委員長

次に、6月23日（月）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことですか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月23日については、1番目が松井弘議員、3番目が渡辺大議員でお願いする。

委員長

次に、6月24日（火）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することですか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月24日については、1番目が関根信明議員、2番目が浅井明議員、3番目が新井豪議員でお願いする。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >
< 確 認 >

委員長

配布したとおりですか。

< 了 承 >

委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・6月20日（金）、案文については一般質問最終日・6月24日（火）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月2日（水）の朝の本委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

4 オンライン質問の運用基準についてだが、資料2を御覧願う。去る6月5日の本委員会において説明した運用基準（案）を改めて配布したが、何か御意見はあるか。

< 確 認 >

委員長

それでは、この案のとおり、決定することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただいま決定した運用基準について、事務局により所定の手続を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 八潮市道路陥没事故に関する特別委員会についてだが、去る6月5日（木）の議会運営委員会において、自民委員から提案のあった、新たな特別委員会の設置について、自民委員から説明のため発言を求められているので、これを許す。

中屋敷委員

委員長からお許しをいただいたので、八潮市道路陥没事故に関する特別委員会の設置について説明させていただく。

案を用意したので、配布してよいか。

委員長

事前に自民から資料を預かっているので、事務局から資料を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明願う。

中屋敷委員

まず、名称は「八潮市道路陥没事故調査等特別委員会」、委員定数は14人、付託事件は「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」とするものである。よろしく御協議をお願いする。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、自民案のとおり、14人の委員をもって、「八潮市道路陥没事故調査等特別委員会」を設置し、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」を付託することでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、設置の時期については、一般質問初日・6月18日（水）の本会議において設置することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員配分についてだが、定数14人を埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民9人、民主フォーラム2人、公明1人、県民1人、共産党1人となるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、名簿の提出期限についてだが、本日の午後5時までに提出されるよう御協力願う。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

7 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することで、よいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月18日(水)の朝、午前9時30分とすることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月18日(水))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しをいただいたので、6月24日、一般質問最終日に追加提案をさせていただく議案について、御説明申し上げる。

サイドブックスにある「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案する議案は、予算1件である。今回の補正予算案は、国の「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に迅速に対応し、エネルギー価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援するため、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成したものである。今回の補正予算案における一般会計の補正額は、34億4,173万4千円となっている。

以上、簡単だが、私からの説明を終わる。議案の詳細については、このあと企画財政部長に説明させてるので、よろしくお願ひする。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、6月24日、一般質問最終日に追加提案を予定している議案等の詳細を、御覧の資料により御説明申し上げる。

2ページにある資料1「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案件名表(追加提出)」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算1件である。

3ページを御覧願う。資料2「令和7年度6月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。補正予算の内容だが、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援である。

4ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で34億4,173万4千円となっている。「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正では国庫支出金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を繰入金として財政調整基金を充てている。

5ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援」についてである。「ア LPガスを使用する一般消費者等に対する支援」については、LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分の一部を補助するものである。「イ 医療施設、福祉施設、私立学校等に対する支援」については、高騰している特別高圧電力価格及びLPガス価格の影響を緩和するため、補助するものである。「ウ 特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援」については、高騰している特別高圧電力価格の影響を緩和するため、受電事業者等に対し補助するものである。

次に、6ページから8ページの資料3は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧願う。

以上が、一般質問最終日に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしくお願ひす

る。

委員長

2 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会についてだが、去る6月12日（木）の本委員会において、14人の委員をもって、「八潮市道路陥没事故調査等特別委員会」を設置し、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」を付託することを決定した。

まず、委員の選任についてだが、資料1の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の設置及び委員の選任については、一般質問3人目終了後に、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。また、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」についてだが、資料2に基づき政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

資料2「女性議員研究交流大会開催概要」を御覧願う。この大会は、地方議会で更に女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深めることを目的とするもので、全国都道府県議会議長会が、今年度、新たに開催するものである。開催日時は、8月26日（火）の午後2時から、開催場所は東京都千代田区のホテルルポール麹町である。大会構成は、基調講演や各界で活躍する女性による鼎談となっている。開催方法は、対面とオンラインによるハイブリッド開催となっており、会場における対面参加は、1都道府県から原則3名までとなっている。なお、オンラインによる参加については、希望者全員の参加が可能である。どうぞよろしくお願ひ申し上げる。

委員長

この件については、議長から、3名の議員を派遣したいとの話があった。については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしくお願ひする。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が議事日程を配布 >

委員長

本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

中屋敷委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として、条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれでは、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

中屋敷委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。令和6年4月17日に社会福祉法の一部が改正され、入居定員が5人以上の無料低額宿泊所について、事前届出の実効性を確保する方策として、届出義務違反への罰則を設けることなどが新たに規定された。この規定は、令和7年4月1日から施行されている。一方、令和元年に制定された埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例では、社会福祉法において対象とされていない、入居定員が2人以上4人以下の施設も規制の対象としている。これは、社会福祉法上の規制を逃れるために入居定員をあえて5人に満たない施設とし、不当な事業活動が行われることを未然に防止することなどを理由とするものである。この趣旨を踏まえ、本条例において、入居定員が2人以上4人以下の施設に対しても、社会福祉法と同等の規定を適用させる必要があると考える。そのため、被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始前に必要な届出をせず、または虚偽の届出をした者に対し、罰則を課す等することを目的として、「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の改正案を提案したいと考えている。なお、本条例の施行日は令和7年9月1日としている。

各会派の皆様におかれでは、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げる。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしくお願いする。

委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、62番岡田静佳議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問2日目・6月19日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月19日(木))

委員長

1 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に宇田川幸夫委員が、副委員長に逢澤圭一郎委員が、それぞれ互選された。については、本日の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、6月20日(金)及び23日(月)の議事日程は、開会日に確認したとおり、それぞれ3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、62番岡田静佳議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月24日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月20日(金))

委員長

1 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、資料のオンライン部分を御覧願う。

執行部から、下水道局長について、本定例会に説明者として新たに委任する旨の報告があった。この件について、執行部から発言を求められているので、これを許す。

堀光副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。本会議開会前の御多忙のところ、急遽お集まりいただき誠に感謝申し上げる。北田健夫下水道事業管理者は、体調不良のため、本日の本会議を欠席させていただき、代理者として吉田薰下水道局長から答弁をさせていただくのでよろしくお願ひする。

中屋敷委員

致し方がない。議員の席から拝見していると、著しく疲労している。責任感から出席されたのだと思うが、そもそも、出席させるという判断がいかがなものか。

受け止めて検討していただきたい。

堀光副知事

持ち帰り検討させていただきたい。

委員長

ただ今の件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、62番岡田静佳議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最

終日・6月24日（火）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月24日(火)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、去る6月18日(水)の本委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される、「令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)」の取扱いを御協議願う。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 議案(第86号議案ないし第100号議案)の各委員会付託についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり、福祉保健医療委員会において、報告を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る6月18日(水)の本委員会で、自民から提案のあった条例案1件が、提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第22号議案は、提案者を代表して、51番美田宗亮議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の件名は、資料2のとおり、意見書33件、決議1件、合計34件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出してくださるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

5 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」についてだが、去る6月18日(水)の本委員会において説明のあったとおり、開催方法は、対面とオンラインによるハイブリッド開催となっており、会場における対面参加は、1都道府県から原則3名までとなっている。この件について、議長から、3名の議員を会場での対面参加に派遣したいとの話があった。

については、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名の配分枠で、3会派から御推薦いただくことによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、3会派においては、対面参加に出席される議員の方を7月2日(水)までに御推薦願う。

また、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡する。

委員長

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、同競馬組合議会議員であった

41番関根信明議員、42番深谷顕史議員及び60番白根大輔議員が、本日付で辞職され、欠員が生じたため、3名を補欠選挙されたい旨の依頼が、同競馬組合議会から議長宛てにあった。

この件については、今後の本委員会において選挙の方法等を御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願ひする。

<了承>

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

<事務局職員が資料を配布>

委員長

議第22号議案の提案説明までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

<確認>

委員長

8 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、87番鈴木正人議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第22号議案の提案説明終了後とすることによいか。

<了承>

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

<了承>

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年6月24日(火) 第2回)

委員長

1 第101号議案及び議第22号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 委員会付託の確認についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月2日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年7月2日(水)第1回)

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、資料1の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、資料1の案のとおり決定した。

委員長

3 議員提出議案の(1)意見書・決議案についてだが、去る6月20日(金)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の件名34件について取りまとめ、調整したところ、資料2の一覧表のとおり、共同提案10件となつたので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、八潮市道路陥没事故調査等特別委員長から、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の連名で、意見書2件、決議1件を提案したい旨の報告があつたので、報告申し上げる。

委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかつたが、意見書2件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

中屋敷委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果について報告されたところだが、急きよではあるが、この場をお借りして、我が会派から決議について提案させていただきたい。決議の素案をお配りして、説明させていただきたい。

委員長におかれでは、よろしくお取り計らい願う。

委員長

事前に、自民から素案を預かっているので、事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

中屋敷委員

さいたま市大宮駅東口地区における防犯カメラ整備事業は、県内最大の繁華街である同地区的安全・安心を確保するため実施されているが、本年12月末をもって終了することとなった。防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や事件の解決に寄与しており、県民の安全・安心の確保に貢献するものであることは明らかである。同地区には、県内外から多くの人々が訪れていることから、本事業は、単なる一市の施策にとどまらず高い公共性を有するものであり、事業終了は到底容認できない。そこで、「大宮駅東口防犯カメラ整備事業の継続を求める決議」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて御配慮願いたいと考えている。

意見書・決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日6月20日までに件名を、一般質問最終日6月24日までに案文を提出することが確認されていることは承知している。しかし、本事業の終了については、これまで議会に対し執行部から丁寧な説明がなく、6月26日の常任委員会終了後に説明があり、初めて問題を認知したものである。本事業の終了は到底容認できず、来年1月以降の事業継続のための予算措置の手続を踏まえると、今定例会において執行部に求める必要がある。このようなことから、急な提案となってしまったが、各会派におかれては、御理解をいただきたいと考えているので、よろしくお願いする。

各会派におかれては、御賛同いただくようお願い申し上げる。

委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、ただ今、自民から提案のあった「大宮駅東口防犯カメラ整備事業の継続を求める決議」案については、追加することでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で御確認いただくことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 議員派遣についてだが、資料3のとおり、議会運営委員の連名の議員提出議案

として提案することでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において確認することでよいか。

< 了 承 >

委員長

さらに、全国都道府県議会議長会から、新たに「男女共同参画委員会」を発足させるとの通知があった。この委員会では、議長や副議長を経験した女性議員や若手の男性議長等に参画していただき、都道府県議会における男女共同参画を一層推進するための方策を意見交換し、全国議長会へ報告・提言を行うとのことである。については、本県議会の岡田静佳議員を派遣されたいとの依頼が、去る6月20日、全国都道府県議会議長会から議長宛てにあった。

この件について、資料4のとおり、議運委員の連名による議員提出議案として、提案することでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において確認することでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についての（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民1、民主フォーラム1、公明1とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派から推薦される方について、次の本会議休憩中に、御報告をお願いする。

委員長

次に、（2）選挙の日程についてだが、全ての議案の採決後に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、各特別委員長の報告までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年7月2日(水)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしてよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、12番山崎すなお議員から、第95号議案に対する反対討論、45番中川浩議員から、第86号議案及び第89号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしてよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序はただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案の採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月12日(木)の議会運営委員会において説明のあった人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての（1）案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（4）委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（5）討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、議第36号議案及び議第37号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（6）採決区分の確認についてだが、配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。25番戸野部直乃議員、35番阿左美健司議員及び93番田並尚明議員が、それぞれ、各会派から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 議場の使用についてだが、このことについて提案をさせていただきたい。委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

概要を説明する。議場の使用について、これまで、「議場は、いかなる場合においても他の者には使用させない例である。」との先例を踏まえ、本会議以外で議場を使用する場合には、その都度、議会運営委員会で協議を行ってきた。県議会をより身近に感じていただけるよう、今後は、議会が主催する行事、イベント等で議長が認めるものについては、議場の使用を認めようとするものである。

この件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、案のとおり決定してよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、決定した先例変更について、事務局により所定の手続を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は、配布したとおりとなるので、確認願う。

< 確 認 >

委員長

9 その他に入る前に申し上げる。岡田静佳議員から、「起立による表決が難しい状況のため、本会議の議案採決は、起立ではなく挙手により表決させていただきたい」との申出があった。埼玉県議会会議規則第60条には「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させる」と規定されているが、やむを得ないと判断されるので、本人からの申出を認め、本日の本会議における表決は挙手により行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この件については御承知おき願う。

委員長

その他の（1）9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月24日（水）から10月15日（水）の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。